府中市 地区計画ガイド 02

日鋼町地区

決定年月日		平成28年6月23日		
当初決定年月日		平成元年10月11日		
名	称	日鋼町地区地区計画		
位置		府中市日鋼町、寿町三丁目及び美好 町一丁目各地内		
面	積	約 18.4ha		



地区計画とは、みなさんがお住まいの身近な生活空間について、建築物の建て方のルールや 道路、公園などの配置等を地区単位で定める都市計画です。詳しくは「地区計画活用の手引き」をご覧ください。

この「府中市地区計画ガイド」は、府中市内における地区計画の事例を紹介するものです。 詳細は府中市都市整備部計画課に備え置く指定図書を縦覧してください。

地区計画の区域内で、下記に示すような行為を行う場合には、事前に「届出」が必要です。 確認申請の前で、行為着手の30日前までに届出をしてください。

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
- (3) 建築物等の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更

問合せは、都市整備部計画課までお願いします。

日鋼町の工場跡地に、府中市の長い歴史から生まれた豊かな文化と近代的な感覚にあふれた独創的な文化が調和した、府中市の新しい都市形成の核として、緑豊かな知識集約型新業務地の形成を図る。 1. 良好な都市環境を有する知識集約型新業務地の形成を図る。 2. 本地区並びに周辺地区と共に地域全体の活性化を育む各種支援施設及びア

地区計画の目標

メニティ施設の充実を図る。 3. 周辺地域に開かれた公園をはじめ、各種オープンスペースを配置し、緑豊か

3. 周辺地域に開かれた公園をはじめ、各種オープンスペースを配置し、緑豊か な魅力ある都市環境の形成を図る。

このため、地区計画の策定により、建築物の誘導、規制及び緑化を推進することによって周辺地域と調和したふれあいのある良好な知識集約型新業務地を形成し、この良好な都市環境を将来とも保持することを目標とする。

区域の整備・開発及び保全に関する方針

区域の整備・開発及の体主に関する方式						
土地利用の方針	 先端産業にかかわる研究業務施設、電算事務センター及びアメニティ施設を配置するとともに、公園を確保し、周辺地域と調和し活性化をもたらす知識集約型新業務地として秩序ある土地利用を図る。 1. A1、A2及びB地区は電算事務センター、研究開発型オフィス用地として誘導し、公園をB地区に確保する。 2. A3、C及びD地区は、インテリジェントオフィス用地もしくは、業務支援センターとして各種サービス機能を有する複合された業務施設用地を誘導する。 3. 各地区の土地利用にあたり、主な区画道路等に接して公開された緑豊かな歩行者空間(以下「公開緑地」という。)を配するとともに、C地区では、道路及び公開緑地に連続する広場的空間を設ける。 4. 各地区の土地利用にあたり、地区と周辺地域との調和を目指して周辺に豊かな緩衝緑地を設ける。 					
地区施設の整備の方針	 文化的で快適な知識集約型新業務地及び快適な街並みを形成する道路網を配置する。 地域の歩行者動線を考慮し区画道路1号沿いに公園を配置する。 区画道路1号及び3号等に接する歩道状の公開緑地を道路と一体として整備し街路樹等により積極的に緑化を図る。 知識集約型新業務地にふさわしい魅力ある街並みと歩行者空間の形成を図るため、公開緑地にストリートファニチャー等を配置するとともに、歩行者の滞在空間(スポットパーク)を整備する。 					
建築物等の整備の方針	 文化的で魅力ある都市環境及び健全な業務、サービス機能を保持するため 建築物の用途の制限を定める。 健全な都市環境を形成するため、建築物の高さの最高限度を定める。 敷地の細分化による環境の悪化を防止するため、建築物の敷地面積の最低 限度を定める。 文化的で快適な知識集約型新業務地を形成するため区画道路の境界から壁 面後退を定め、生ずる空間を積極的に緑化するとともに、公園等公共空間と連 続性をもつ公開緑地を創出する。 周辺隣地との境界からの壁面後退を定めて緩衝緑地を設け、周辺環境と調 和した緑豊かな都市環境を形成する。 美しい街並みを形成するため、建築物等及び屋外広告物の形態及び意匠の 制限を行う。 良好な歩行空間を整備するため、道路及び公開緑地に面するかき若しくは さくの構造を制限する。 公開緑地の歩行者の安全性を確保するため、各建築敷地への出入口の数を 制限するとともに、地区内の交通を円滑に処理するため、建築物への出入り車 両については、駐車場を設ける等の措置を建築敷地内において講ずる。 					

地区整備計画

地区施設の配置及び規模

道路	幅員 12m延長 約 670m幅員 22m延長 約 180m幅員 10m延長 約 170m
公園	1ヶ所 約9,100㎡
その他の公共空地	公開緑地 幅員 5 m 延長 約 1,490 m 緑地 幅員 5 m 延長 約 280 m

建築物等に関する事項

	電算事務センター系地区			一般事務系地区			公益施設
地区の細区分	A1 地区	A 2 地区	B 地区	A 3 地区	C 地区	D 地区	地区
	約 3.6ha	約 2.8ha	約 4.9ha	約 1.3ha	約 3.9ha	約 1.2ha	約 0.7ha
	下記のもの以外の建築物は、建築できない。						
建築物の用途の制限	(1) 事務所、研究所、研修所 (2) その他市長が公益上必要と認 めたもの (3) 上記各号に付属するもの		第2条6項第5号に該当な会とは飲るとは、日本のでは、1項第2号のでは、1項第2号のでは、1項第2号のでは、1項第3号に該当する。 1 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの			(1) 公必も(1) にすの (2)(1) 付る	
の最高限度	10分の6(建築基準法第53条第3項を適用しない)						
建築物の敷地面積 の最低限度	4,000 m² 2,000 m²						
	建築物は以下に掲げる壁面線を越えて建築してはならない。						T
度子の位置の地図	一号壁面線 10 m						一号の 3
壁面の位置の制限	一号の 2 壁面線 5 m						壁面線 5 m

	三号壁面線	20 m	四号壁面 線 25 m	三号壁面 線 20 m	四号壁面 線 25 m 二号壁面 線 15 m	三号壁面 線 20 m 二号壁面 線 15 m	
壁面の位置の制限	(ア) 一号壁面線 幅員 8.5 m以上 22 m未満の道路の境界線からの壁面後退距離 (イ) 一号の 2 壁面線 幅員 22 m以上の道路の境界線からの壁面後退距離 (ウ) 一号の 3 壁面線 区画道路 1 号の境界線からの壁面後退距離 南側地区外隣地境界線からの壁面後退距離 東側地区外隣地境界線からの壁面後退距離 大力 四号壁面線 西側地区外隣地境界線からの壁面後退距離 西側地区外隣地境界線からの壁面後退距離 空面の位置 空間の位置 空間の位置 空間の位置 空間の位置 空間の位置 空間の位置 空間を では、「大」 15 m で						
	・幅員 8.5m以上の道路(区画道路 2 号を除く)の境界線から水平距離 20mの区域 15m						
建築物の高さの最高限度	・その他の 区域 60m	・東外界水30域 ・東外線平面 ・東外線・平面 ・ででである。 ・ででである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でのでのである。 ・でのでのである。 ・でのでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでも	・西外界水35域 37.他 37.他 500 500 500 500	・東外界水30区 60世 70 回区境ら離の 70 回の	・2 線平2区 西外界水5区 南外界水3区 そ区 回号か距 1 域 5 側隣線平5 域 7 側隣線平 1 域 8 の域 8 の域 8 の	・その他の 区域 50m	
建築物等の意匠の 制限	建築物の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び独立して築造・設置する屋外広告物等の意匠は周辺への景観の調和を配慮したものとする。						
かき又はさくの構 造制限	道路若しくは公開緑地との境界のかき若しくはさくの構造は、生垣とする。 ただし、プロック造、石造等これらに類するもので、高さが道路若しくは公開緑地面から 0.9m以下のものはこの限りでない。						
(注)面積及び高さの算定方法は、建築基準法施行令第 2 条の規定の例による。							